平成２４年（フ）第６２号
鳥取県倉吉市東町334番地
債務者　宇野　和道
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６３号
鳥取県倉吉市東町334番地
債務者　宇野　　緑
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１３６号
島根県雲南市加茂町加茂中127番地、前住所
鳥取県境港市清水町920番地２
債務者　廣野　元志
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
松江市宍道町東来待994番地44
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2208番地７－Ｂ棟102号
債務者　犬塚美由紀
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
長崎県長崎市磯道町９番地19
債務者　髙原美津子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
北海道苫小牧市若草町４丁目１番８号
債務者　川島　考雄
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道苫小牧市若草町４丁目１番８号
債務者　川島佐知子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１９３号
北海道苫小牧市豊川町３丁目21番16号
債務者　舘田　康晴
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１９４号
北海道苫小牧市豊川町３丁目21番16号
債務者　舘田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７４９号
仙台市泉区八乙女中央３丁目11番23―205号、従前の住所仙台市泉区市名坂字鳥井原30番地の３　グランシャリオⅠ―304
債務者　菅　　新正
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７８７号
仙台市太白区向山４丁目26番20―301号
債務者　中平　正江
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９３号
仙台市泉区歩坂町53番３号　アーバンハイツ百合ヶ丘106、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田７丁目23番地７
債務者　阿部　秀文
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の５七ツ森ハイツＢ号室
債務者　佐々木宗平
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４０号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の５七ツ森ハイツＢ号室
債務者　佐々木えい子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４１号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の５七ツ森ハイツＢ号室
債務者　佐々木　栄
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
秋田市牛島東７丁目３番６号
債務者　小山田　有
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
秋田県潟上市天王字上狼縁36番地56
債務者　畠山　　清
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部